第129回定時株主総会

証券コード：9731

招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の議決権のご行使は、書面またはインターネットによる事前の行使をご検討下さい。

■開催日時

2022年３月24日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前９時）

■場　　所

東京都大田区下丸子２丁目11番８号

当社本社ビル１階ホール

■決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

白洋舎
CLEAN LIVING

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご理解のほど、お願い申し上げます。

目　次

招集ご通知　・・・・・・ 1

事業報告　・・・・・・ 5

連結計算書類　・・・・・・29

計算書類　・・・・・・41

監査報告　・・・・・・52

株主総会参考書類・・・・・・58

CLEAN LIVING

清潔に、美しく、快適に

株 主 各 位

証券コード 9731
2022年３月８日

東京都大田区下丸子２丁目11番８号
株式会社 白洋舎
代表取締役社長
執 行 役 員 **松 本 彰**

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から本株主総会につきましては、できましたら書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますよう、お願い申しあげます。

お手数ながらお手元の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年３月23日（水曜日）午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2022年３月24日（木曜日）午前10時 (受付開始：午前９時)	
2 場　　所	東京都大田区下丸子２丁目11番８号 当社本社ビル１階ホール	
3 目的事項	**報告事項**	１．第129期（2021年１月１日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第129期（2021年１月１日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役８名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.hakuyosha.co.jp/）に掲載させていただきます。
3．本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイト等に開示いたしました。

«新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力のお願い»

株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調にご留意のうえ、ご来場については慎重にご判断されますようお願い申しあげます。

株主総会当日は、下記の予防措置を実施いたします。予めご了承ください。

・当社運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
・マスクの着用及び受付でのアルコール消毒、検温へのご協力をお願い申しあげます。ご協力いただけない場合は、入場をお断りする場合がございます。
・検温の結果発熱が認められる方や、体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただきます。
・感染予防の観点から、座席の間隔を広く設置いたしますので、例年よりもご用意できる座席数が大幅に減少いたします。そのためご来場いただいてもご入場をお断りすることがございます。
・感染状況や政府等の発表内容により、上記対応を変更する場合がございます。下記当社ホームページにてお知らせいたします。　http://www.hakuyosha.co.jp/

なお、株主総会終了後に、当社ホームページで事業報告・対処すべき課題等のナレーションを配信いたします。
http://www.hakuyosha.co.jp/ir/museum/

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2022年 3 月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **東京都大田区下丸子２丁目11番８号**
当社本社ビル１階ホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年 3 月23日（水曜日）午後６時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年 3 月23日（水曜日）午後６時行使分まで**

スマートフォン等による議決権行使は、右のQRコードを読み取り、議決権行使サイトに接続することが可能です。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

(2) 行使期限は2022年３月23日（水曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると、使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行　証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先	みずほ信託銀行　証券代行部 電話 0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先	みずほ信託銀行　証券代行部 電話 0120-288-324（平日 9：00～17：00）

提供書面

経 営 理 念

「人々の清潔で、快適な生活空間づくりのために、たゆまぬ技術革新と感動を与えるサービスを提供し、社会に貢献します」

事業報告（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

1 企業集団の現況

1 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の断続的な発出等を背景に、個人の消費行動や社会全体の経済活動が大きく影響を受ける形となりました。ワクチンの接種がスタートし、秋期には緊急事態宣言が解除される等、収束に向けた動きも一時的には見られましたが、2022年１月にはオミクロン株の感染拡大を受けて、まん延防止等重点措置が再度発出される等、先行きは依然として不透明であります。

こうした状況下、当社グループにおいては、「Together2023」をテーマとする新たな中期経営計画(2021年度より３ヵ年)に基づき、不採算店舗の閉鎖による固定費の削減や、集配やネット宅配といった収益性の高い営業チャネルへの売上構成比率のシフト、ユニフォームレンタル事業の業容拡大、デジタル化の推進による業務効率の改善等、構造改革の加速化と新たな成長領域の創出に向けた取組みを進めてまいりました。2021年12月には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響の長期化を踏まえ、中期経営計画の見直しを行い、取り組みの更なる加速化と規模の拡大を図っております。

当社グループの売上高は、外出自粛・在宅勤務等を背景とするクリーニング需要の低迷等による集品の減少や、レンタル事業における法人得意先の稼働減等により、351億３千１百万円(前年比10.3%減)となりました。営業損失は、不採算店舗の閉鎖等の構造改革を推進し、人件費等固定費の圧縮を図ったこと等から、29億７百万円(前年は営業損失47億４千２百万円)、経常損失は21億７千９百万円(前年は経常損失44億３千９百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、固定資産（不動産）の売却益を計上したこと等により、12億４千９百万円(前年は親会社株主に帰属する当期純損失は31億５千９百万円)となりました。

	第128期 (2020年12月期)	第129期 (2021年12月期)	前年比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	39,146	35,131	△4,015	10.3%減
営業損失（△）	△4,742	△2,907	1,834	—
経常損失（△）	△4,439	△2,179	2,259	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△3,159	△1,249	1,909	—

事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。
なお、当連結会計年度より、「その他」に含めていたクリーンサービス事業のうちハウスクリーニング事業を「クリーニング」に含めて記載しており、変更後の算定方法による前年の金額と比較しております。

クリーニング事業

売上高
17,136百万円
(前年比8.5%減)

個人向けのクリーニング事業は、服装のカジュアル化等を背景に、中長期的に需要が低下する傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大以降は、外出の自粛や、在宅勤務の普及等の影響により、ビジネスウェアやおしゃれ着のクリーニング需要の減少に一層拍車が掛かっております。こうした状況を受け、当社グループでは、不採算店舗の閉鎖を通じて店舗部門を縮小するとともに、集配部門等の収益性の高い営業チャネルに売上構成比率をシフトさせるチャネルシフト計画を進める等、事業の収益性を改善するための構造改革を推進しております。
需要の低下に伴ってワイシャツや背広等のクリーニング売上が低調に推移したことから、クリーニング事業の売上高は171億３千６百万円(前年比8.5%減)となりましたが、構造改革の進捗に伴い、人件費や賃借料等、実店舗の運営に関わる経費が減少したこと等から、セグメント損失(営業損失)は、４億１千８百万円(前年はセグメント損失(営業損失)12億２千万円)となりました。

レンタル事業

売上高
15,853百万円
(前年比8.7%減)

レンタル事業は、主にホテル・レストラン等のリネン品を取り扱うリネンサプライ部門と、コンビニエンスストアや外食産業、食品工場等のユニフォームを取り扱うユニフォームレンタル部門との、２つの部門からなる法人向け事業です。
当事業は、新型コロナウイルス感染拡大以降、厳しい事業環境が続いておりますが、政府の観光立国化政策やHACCP（食品衛生管理の世界標準）の義務化等を踏まえ、コロナ後における需要の回復を見据えた体制整備を推進しております。
リネンサプライ部門においては、年初から緊急事態宣言が断続的に発出されたことを背景に、得意先ホテルの稼働率が低調に推移し、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間や、９月末の宣言解除以降には回復の動きも見られたものの、年間での売上は減少いたしました。また、ユニフォームレンタル部門においては、得意先ナショナルチェーンや外食店舗等の稼働減に伴い、レンタルユニフォームの取扱いが減少いたしました。
これらの結果、レンタル事業の売上高は158億５千３百万円(前年比8.7%減)となりましたが、取引量の減少に対応し、一部工場の休業による生産拠点の集約や、工場の稼働日数の調整等により経費の削減を図ったこと等から、セグメント損失(営業損失)は10億４百万円(前年はセグメント損失(営業損失) 19億３千４百万円)となりました。

不動産事業 **売上高** **493百万円** (前年比4.4%減)	不動産事業では、不動産の賃貸及び管理を行っております。 不動産事業の売上高は４億９千３百万円(前年比4.4%減)、セグメント利益(営業利益)は４億１千６百万円(前年比16.8%増)となりました。
物品販売事業 **売上高** **448百万円** (前年比38.5%減)	物品販売事業では、クリーニング業務用の機械・資材や、ユニフォーム等の販売を行っております。 連結子会社において、クリーニング資材やユニフォーム等の売上が減少したことから、物品販売事業の売上高は4億4千8百万円(前年比38.5%減)、セグメント利益(営業利益)は9千1百万円(前年比24.2%減)となりました。
その他事業 **売上高** **1,199百万円** (前年比33.9%減)	その他の事業として、モップ・マットのレンタル等を手がけるダストコントロール事業を行っております。 当第４四半期連結会計期間において、同事業を手がける株式会社レンテックスの株式を売却し、同社が連結決算の範囲から除外されたこと等から、その他事業の売上高は11億９千９百万円(前年比33.9%減)、セグメント損失(営業損失)は、２千２百万円(前年はセグメント損失(営業損失) ４千万円)となりました。

(注) 事業セグメント別営業利益は、全社費用及びセグメント間控除前利益で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度において、全体で７億８千６百万円の設備投資を実施いたしました。

セグメント別では、クリーニング事業におきましては、新規店舗及びクリーニング機械設備等に２億８千１百万円、レンタル事業におきましては、工場機械設備等に１億７百万円、不動産事業におきましては６百万円、物品販売事業におきましては２千万円、全社におきましては、ソフトウェアの取得等に３億７千万円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は当事業年度の設備投資その他の所要資金調達のため、シンジケートローン40億円を組成しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年１月１日を効力発生日として、保険代理店事業を株式会社トータル保険サービスに事業譲渡いたしました。

当社は、2021年７月１日を効力発生日として、ダストコントロール事業を株式会社レンテックスに承継させる新設分割を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年１月１日を効力発生日として、当社の完全子会社であり連結子会社である信和実業株式会社を吸収合併いたしました。

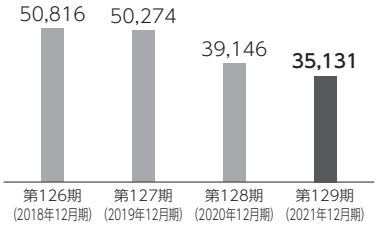
(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年10月１日を効力発生日として、上記(４)により当社子会社として設立しました株式会社レンテックスの発行済株式60株のうち54株を株式会社トーカイに譲渡し、同日より同社を連結の範囲から除外いたしました。

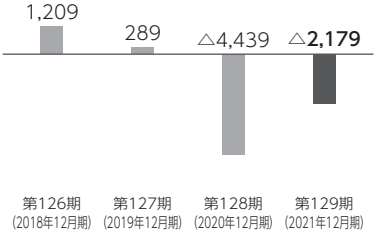
2 直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

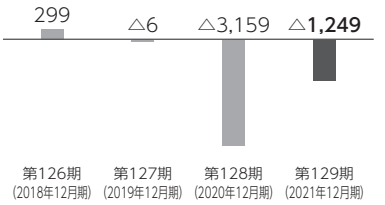
売上高 (単位：百万円)



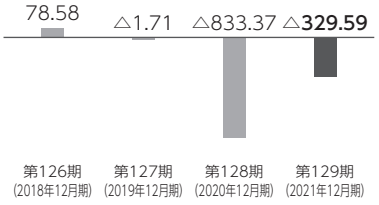
経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



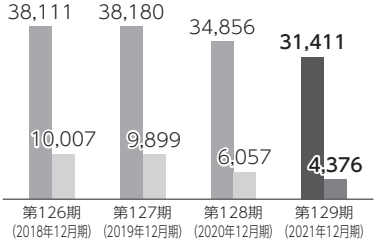
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



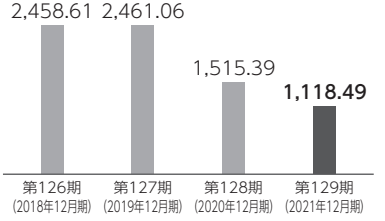
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)

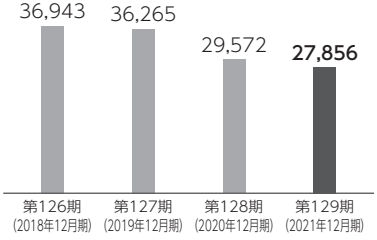


		第126期 (2018年12月期)	第127期 (2019年12月期)	第128期 (2020年12月期)	第129期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	50,816	50,274	39,146	35,131
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	1,209	289	△4,439	△2,179
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	299	△6	△3,159	△1,249
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	(円)	78.58	△1.71	△833.37	△329.59
総資産	(百万円)	38,111	38,180	34,856	31,411
純資産	(百万円)	10,007	9,899	6,057	4,376
1株当たり純資産	(円)	2,458.61	2,461.06	1,515.39	1,118.49

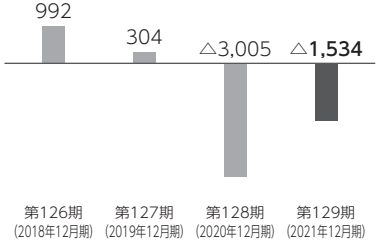
(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

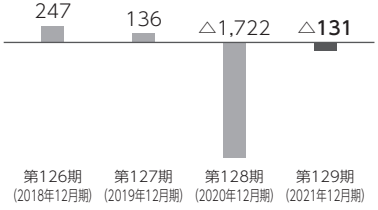
売上高 (単位：百万円)



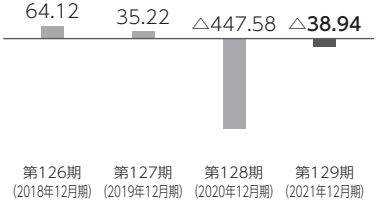
経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



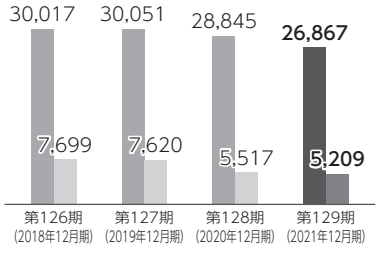
当期純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



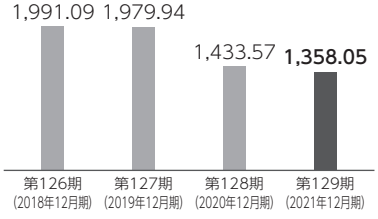
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第126期 (2018年12月期)	第127期 (2019年12月期)	第128期 (2020年12月期)	第129期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	36,943	36,265	29,572	27,856
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	992	304	△3,005	△1,534
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	247	136	△1,722	△131
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	64.12	35.22	△447.58	△38.94
総資産	(百万円)	30,017	30,051	28,845	26,867
純資産	(百万円)	7,699	7,620	5,517	5,209
1株当たり純資産	(円)	1,991.09	1,979.94	1,433.57	1,358.05

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3 重要な子会社の状況

重要な子会社及び関連会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
（子会社）	百万円	%	
札幌白洋舎㈱	95	100.00 (－) 〔 －〕	クリーニング事業
静岡白洋舎㈱	95	100.00 (－) 〔 －〕	クリーニング事業
東日本ホールセール㈱	90	87.74 (29.06) 〔 12.03〕	クリーニング事業
共同リネンサプライ㈱　(注)3	446	85.84 (－) 〔 2.50〕	レンタル事業
白洋舎栄リネンサプライ㈱	30	100.00 (－) 〔 －〕	レンタル事業
北海道リネンサプライ㈱	75	88.89 (－) 〔 －〕	レンタル事業
㈱双立	20	100.00 (－) 〔 －〕	物品販売事業
Hakuyosha International, Inc.	US $ 238,730	80.13 (22.01) 〔 13.55〕	クリーニング事業
Dust-Tex Honolulu, Inc.	US $ 597,145	80.13 (80.13) 〔 －〕	レンタル事業
（持分法適用関連会社）	百万円		
東京ホールセール㈱　(注)4	160	22.08 (2.75) 〔 5.24〕	クリーニング事業
恒隆白洋舎有限公司	HK $ 800,000	50.00 (－) 〔 －〕	クリーニング事業

（注）1．主要な事業内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2．議決権比率の（内書）は間接所有であり、〔外書〕は緊密な者などの所有割合であります。
3. 共同リネンサプライ㈱は、2022年２月15日を効力発生日として、資本金を446百万円から90百万円に減資しております。
4. 東京ホールセール㈱は、2022年１月20日を効力発生日として、資本金を160百万円から80百万円に減資しております。

4 対処すべき課題

2021年度、新型コロナウイルスの感染拡大が未だ予断を許さぬ中、当社グループは新中期経営計画（2021年～2023年）のもと、構造改革の推進効果を発揮して黒字転換を果たすべく取組んでまいりました。

しかしながら、年明け間もなく緊急事態宣言が発出され、その後まん延防止等重点措置も含めてこれが9月末まで繰り返される等、当社グループの事業を巡る市況はコロナ禍により年間を通じて深刻な低迷が続きました。そのため、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の縮小は果たせたものの、黒字転換を果たすことができませんでした。

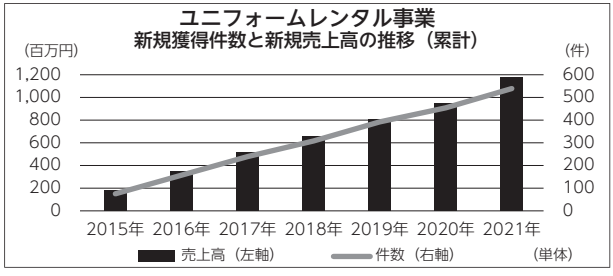
⑴ 構造改革の規模拡大と加速化について

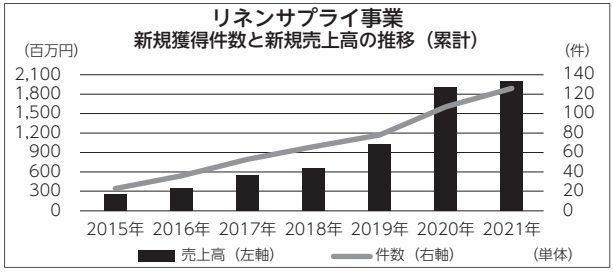
こうした状況を踏まえ、当社グループは2021年12月に中期経営計画の見直しを行いました。修正後の中期経営計画（以下「修正計画」）においては、最終年度である2023年の業績目標数値を引き下げざるを得ませんでしたが、現在進めている構造改革の規模の拡大及び一層の加速化により、次期中期経営計画の初年度である2024年には、修正前の2023年度目標を大幅に上回る利益改善を果たしてまいります。具体的には、後述する各事業の戦略に加え、収益性、成長性を踏まえた事業ポートフォリオの見直しと、最適化を大胆に進めます。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を一層推進し、DX人材の計画的育成を急ぐとともに、デジタルを活用した売上機会の創出、付加価値創造による売上向上、ワークフロー改革を通じた現場事務の本社集約による管理経費の更なる削減を行ないます。

⑵ 修正計画における各事業の戦略について

①ユニフォームレンタル事業においては、HACCP（食品衛生管理の世界標準）の義務化、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとした企業の衛生管理意識の高まり等による需要拡大を踏まえ、収益事業・成長事業と位置づけて新規取引先の獲得による業容拡大を目指します。

②ホテルのリネンサプライについては、コロナ禍の長期化により客室稼働率や宴会需要の回復に遅れが見られるものの、国の観光立国化政策の下、今後まだまだ新規開設を予定するホテルも多い成長領域です。営業体制の強化によりこのコロナ禍にあっても着実に新規受注を獲得していますが、グループ各社間での商圏の整理、生産拠点・物流拠点の集約と合理化を進めて利益率を高め、到来するインバウンド再開に備えます。





③個人向けクリーニングにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大により人々の働き方や生活の仕方が変化したことから、需要が十分に回復しないことを視野に入れ、売上目標を大幅に下方修正する一方、収益性の改善を実現するために、これまで進めてきた構造改革を更に拡大、加速化いたします。不採算店舗の閉鎖計画を前倒しし、収益性の高い営業チャネルである「CLP(集配スタッフ)」「らくらく宅配便（宅配便を用いたネット宅配クリーニング）」への売上構成のシフトを急ぎます。加えて、新しい取組みとしてスマートフォンアプリを導入し、デジタルによる顧客接点の強化とデジタルマーケティングの推進を図ってまいります。対面ならではの魅力とデジタルによる付加価値を高め、お客さまには店舗・集配・ネットのいずれからでも、お客さまのニーズと生活シーンに合わせて当社サービスをより便利にご利用いただくためのデジタルプラットフォームとして、このアプリを活用してまいります。また、衣類のクリーニング需要が縮小する中、非衣類・非クリーニングのサービスを拡充することも重要です。ハウスクリーニングや商品販売、洗濯代行や買物代行等の、既存のサービスの充実に加えて、新たなサービスメニューも導入し、CLPを中心に「人々の清潔で快適な生活空間づくり」という当社グループの経営理念をより高いレベルで実現していくことで、収益力の改善を果たしてまいります。

社会全体のウィズコロナへの移行に伴い、経済活動は再び活性化してくるものと考えられます。当社グループにおいては、黒字化と成長軌道への回帰、そしてステークホルダーの皆さまへの利益分配の再開を早期に実現するとともに、持続的成長によりパイを継続的に拡大すべく、構造改革を強力に推進してまいります。

サステナビリティに関する取組みも重要であると考えております。「サステナビリティ基本方針」を昨年新たに策定し、8つの「マテリアリティ（重要課題）」と23項目の「解決に向けた手段」を明確にいたしました。具体的取組みを進め、定量的な目標については達成度合いを定期的に評価し、開示してまいります。

当社グループは、経営理念を事業展開の礎としつつ、中期経営計画を着実に遂行してまいります。また、コンプライアンスを徹底し、コーポレートガバナンスを強化するとともに、ESGを重視し、SDGsの達成にも貢献して、株主さま、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのご期待に沿うよう積極的に取組んでまいる所存です。

何卒、株主の皆さまの相変わらぬご支援とご理解を賜りますよう心からお願い申しあげます。

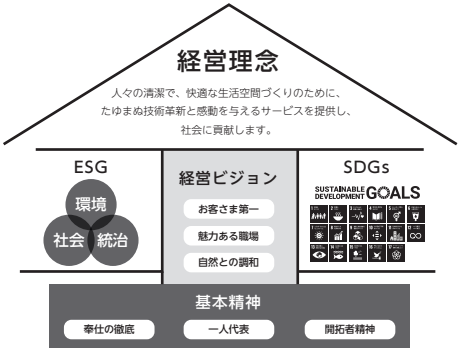
【サステナビリティへの取組み】

当社グループでは、これまでも業界のリーディングカンパニーとして、環境負荷の低減に取組んでまいりましたが、持続可能な社会の実現に向けた取組をさらに強化・推進するため、サステナビリティを巡る課題への対応に係る基本方針として「サステナビリティ基本方針」を策定いたしました。

〔白洋舎グループサステナビリティ基本方針〕

私たちは、白洋舎グループの基本精神である「奉仕の徹底」「一人代表」「開拓者精神」のもと、経営理念（社会的存在意義）である「人々の清潔で、快適な生活空間づくりのために、たゆまぬ技術革新と感動を与えるサービスを提供し、社会に貢献します」を実践しています。

経営にあたってはESGを重視し、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であるという認識のもと、事業と環境（Environment）や社会（Social）とのかかわりを注視し、それらへの影響、それらからの影響を経営戦略に組み込み、規律づけられた企業統治（Governance）のもとで持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。



また、事業活動にあたってはSDGｓの17のゴールを白洋舎グループの３つの経営ビジョン「お客さま第一」「魅力ある職場」「自然との調和」に紐づけ、事業を通じて社会課題の解決に貢献すると共に、社会課題の解決に貢献することで企業価値の向上を目指します。

〔マテリアリティ（重要課題）の設定〕

自社及びステークホルダーにとって重要度の高い課題の中からマテリアリティを８つ設定し、特に優先的に取組むことで、社会課題の解決・企業価値の向上に努めてまいります。

マテリアリティ（重要課題）と解決に向けた手段　　社会　環境　統治

ESGテーマ	マテリアリティ	解決に向けた手段			SDGsへの貢献
社会 (Social)	1 事業収益力の改善	グループ総合力の発揮	事業ポートフォリオの再構築	イノベーションの創出	
	2 たゆまぬ品質向上	品質管理・品質監査の充実	洗濯科学研究所の機能強化		
	3 働く仲間の成長と活躍	専門能力の向上	若手・中堅社員の育成	ESの向上	
	4 ダイバーシティ	女性活躍の推進	多彩な人材の雇用と育成		
	5 職場の安全と健康	職場の安全対策	健康維持・増進への取組		
環境 (Environment)	6 気候変動対策と環境負荷低減	CO_2排出削減	環境配慮型溶剤への転換	水使用量の削減と排水管理	
	7 廃棄物削減と使用資源の循環	プラゴミ削減・回収	資材のリユース・リサイクル		
統治 (Governance)	8 強固な経営基盤の確立	取締役会の実効性向上	リスクマネジメント	コンプライアンス	
		企業理念の浸透	人権の尊重	地域社会との共生	

5 主要な事業内容　（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社、子会社９社及び関連会社３社で構成されております。

当社グループ事業に係る位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) クリーニング事業

個人及び法人のドライクリーニング品、ランドリー品等の洗濯、仕上、加工などを取り扱う事業であります。

（主な関係会社）

札幌白洋舎㈱、静岡白洋舎㈱、東日本ホールセール㈱、Hakuyosha International, Inc.

(2) レンタル事業

ホテル、レストラン、会社などのユニフォームやシーツ、布団カバーなどのクリーニング付レンタルを取り扱う事業であります。

（主な関係会社）

共同リネンサプライ㈱、白洋舎栄リネンサプライ㈱、北海道リネンサプライ㈱、　Dust-Tex Honolulu, Inc.

(3) 不動産事業

不動産の賃貸及び管理などを取り扱う事業であります。

(4) 物品販売事業

クリーニング業務用の機械・資材や、ユニフォーム等の販売などを取り扱う事業であります。

（主な関係会社）

㈱双立

(5) その他事業

モップ・マットのレンタル等を手がけるダストコントロール事業であります。

なお、ダストコントロール事業を行なっておりました株式会社レンテックスの株式を2021年10月１日に他社へ譲渡し、同日より同社を連結の範囲から除外いたしました。

6 主要な営業所及び工場

（2021年12月31日現在）

株式会社白洋舎	本社	東京都大田区下丸子２丁目11番８号
	支店・事業所	東京、関西、名古屋、リネンサプライ千葉など計15支店・事業所
共同リネンサプライ株式会社	本社	東京都大田区
白洋舎栄リネンサプライ株式会社	本社	愛知県北名古屋市
札幌白洋舎株式会社	本社	北海道札幌市
Hakuyosha International, Inc.	本社	アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル

7 使用人の状況

（2021年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
クリーニング事業	1,268（1,239）	△172（△189）
レンタル事業	576（692）	△15（△93）
不動産事業	2（0）	0（△5）
物品販売事業	24（16）	△1（0）
その他事業	0（0）	△74（△42）
全社	85（8）	5（△4）
合　計	1,955（1,955）	△257（△333）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,512（1,314）	△187（△222）	40.5	13.7

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外書で記載しております。

8 主要な借入先の状況　(2021年12月31日現在)

借入先	企業集団の借入額（百万円）	当社の借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	5,855	4,193
株式会社三井住友銀行	2,411	2,114
三井住友信託銀行株式会社	1,554	1,554
農林中央金庫	1,334	1,334
株式会社三菱UFJ銀行	879	719
株式会社北海道銀行	340	—
株式会社商工組合中央金庫	334	—
First Hawaiian Bank	288	—
株式会社日本政策金融公庫	200	—
シンジケート団		
株式会社関西みらい銀行	300	300

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が依然として収束しない状況下において、個人向けクリーニング事業における集品の減少やリネンサプライ事業における得意先ホテルの稼働率の低下等により前連結会計年度から継続して営業損失を計上しております。これらの状況から、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループはこのような状況を解消すべく、事業拠点の統廃合による工場稼働の効率化によるコスト低減等、当連結会計年度末以降の業績回復を展望した構造改革の加速化に取り組んでおります。また、資金面では、翌連結会計年度の事業計画等をもとに金融機関に対し説明を行い、必要な資金調達に関しては問題なく実施可能と認識しております。以上から、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当連結会計年度末において当社のシンジケートローンに付された純資産の金額に係る財務制限条項に抵触しているものの、期限の利益喪失による一括返還請求権は放棄する旨の同意を得られるよう取り組んでおります。

2 会社の現況

1 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) **発行可能株式総数** 15,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 3,900,000株

(3) **株主数** 3,678名 (前期末比421名増)

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	所有株式数（百株）	持株比率（%）
株式会社きょくとう	2,020	5.18
第一生命保険株式会社	2,000	5.13
株式会社みずほ銀行	1,824	4.68
東京ホールセール株式会社	1,789	4.59
株式会社大丸松坂屋百貨店	1,713	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,704	4.37
朝日生命保険相互会社	1,635	4.20
白和会	1,567	4.02
日新火災海上保険株式会社	1,450	3.72
株式会社廣瀬商会	1,050	2.69

(注) 持株比率は自己株式（3,052株）を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況**

該当事項はありません。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2 新株予約権等に関する事項

(1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	五十嵐　素　一	
代表取締役社長執行役員	松　本　　彰	
代表取締役専務執行役員	小　林　正　明	本社管理部門統括
取締役常務執行役員	井　口　弥　光	事業統括本部長
取締役執行役員	荻　野　　仁	工場部長 兼洗濯科学研究所長
取締役	廣　瀬　慶太郎	㈱廣瀬商会 代表取締役社長
取締役	土　井　全　一	
取締役	井　口　泰　広	朝日生命保険㈱ 代表取締役常務執行役員 黒田精工㈱ 社外監査役 ㈱セーフティ 社外監査役
取締役	高　橋　千恵子	第一生命保険㈱ 常務執行役員
常勤監査役	斎　藤　隆　夫	
常勤監査役	高　橋　　貢	
監査役	日　下　宗　仁	
監査役	山　上　純　一	
監査役	辻　　優	一般社団法人日本外交協会理事長

（注）1．取締役廣瀬慶太郎氏、土井全一氏、井口泰広氏及び高橋千恵子氏は社外取締役であります。なお当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出ております。
2．監査役日下宗仁氏、山上純一氏及び辻優氏は社外監査役であります。なお当社は、社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出ております。
3．監査役日下宗仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役山上純一氏は、金融機関（銀行）における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間に会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な責任がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、当社は全ての被保険者についての保険料を全額負担しております。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する損害賠償請求により被保険者が被る損害を補填することとしております。なお、免責事由及び補填限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）		
		報酬総額	基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (社外取締役を除く)	6	131	127	4
監査役 (社外監査役を除く)	2	25	25	－
社外取締役	4	19	19	－
社外監査役	3	14	14	－
合計	15	191	186	4

（注）1．上記には、2021年３月25日開催の第128回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．上記の非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額４百万円であります。
4．2008年３月27日開催の第115回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬の限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬の限度額は年額48百万円以内とされております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は11名（うち社外取締役４名）、監査役の員数は４名であります。
また金銭報酬とは別枠で、2015年３月27日開催の第122回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）を導入し、取締役に対する２事業年度分の株式取得資金の上限を50百万円とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は８名です。
5．業績の低迷を受け、2021年８月から12月の期間、取締役会の決議に基づき社外取締役以外の取締役の報酬額を役位に応じて減額しております。なお、上記期間について、常勤監査役より自主返上の申し入れがあり減額しております。

(5) 取締役の個人別報酬等の決定方針

① 取締役の個人別報酬等の決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という）を報酬委員会に諮問し、その答申を受け、2021年２月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

② 決定方針の概要

イ．基本方針

当社の取締役報酬は、役位に応じた定額の「基本報酬」及び中長期的な業績等に基づく株式価値と連動する「株式報酬」にて構成し、役員賞与及び短期業績に連動した報酬は、支給しないこととする。なお、社外取締役の報酬は、監督機能を重視する観点から、「株式報酬」は支給せず、「基本報酬」のみとする。

ロ．基本報酬の個人別報酬等の決定方針

当社取締役の「基本報酬」は、2008年３月27日開催の第115回定時株主総会の決議に基づき、報酬総額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は除く）とする。また、支給は、月次での固定報酬とし、当社役員報酬モデルを基準として、当社グループの業績動向、外部機関の調査した他社水準も参考に、その役割・責務に応じて決定する。

ハ．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方式の決定方針

当社取締役の非金銭報酬は「株式報酬」とし、2015年３月27日開催の第122回定時株主総会において株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）の導入を決議している。本制度は、原則として取締役が退任する際、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式を給付するものであり、取締役報酬と当社株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的とする。なお、１事業年度当たり取締役に付与されるポイントの合計は、10千ポイントを上限としている（株式給付に際し、１ポイント当り、当社普通株式１株に換算）。

ニ．個人別報酬等における種類別の報酬割合の決定方針

個人別報酬における種類別の報酬割合は、当社の取締役報酬の構成、水準等を勘案、報酬委員会にて審議を行い、答申する取締役の個人別報酬の内容に反映する。なお、「基本報酬」と「株式報酬」の支給割合は、９：1を目安とする。

ホ．個人別報酬等の内容の決定方針

取締役個人別報酬のうち、「基本報酬」の内容については、株主総会で承認された金額の範囲内で、報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会にて決定する。また、「株式報酬」の内容については、取締役会が定めた役員株式給付規程に従って、取締役個人別の付与ポイントを決定するが、換算した取締役個人別の給付株式数については、報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会にて決定する。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役廣瀬慶太郎氏は、㈱廣瀬商会の代表取締役社長であります。当社と同社との間には製品購入等の取引関係がありますが、その規模・性質から社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
・取締役井口泰広氏は、朝日生命保険㈱の代表取締役常務執行役員、黒田精工㈱の社外監査役、㈱セーフティの社外監査役であります。当社と朝日生命保険㈱との間には保険等の取引関係があり、㈱セーフティとの間には車両運行等の取引関係がありますが、その規模・性質から社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。当社と黒田精工㈱との間には、特別な関係はありません。
・取締役高橋千恵子氏は、第一生命保険㈱の常務執行役員であります。当社と同社との間には保険等の取引関係がありますが、その規模・性質から社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
・監査役辻優氏は、一般社団法人日本外交協会理事長であります。当社と同協会との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廣　瀬　慶太郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき提言や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	土　井　全　一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しており、企業経営及びコンプライアンス、リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い知識に基づき提言や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	井　口　泰　広	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しており、会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき提言や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	高　橋　千恵子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しており、金融機関及び人材育成、組織管理に関する豊富な経験と知見に基づき提言や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	日　下　宗　仁	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、公認会計士としての高度な専門的知見に基づき、発言を行っております。
	山　上　純　一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、金融機関の役員や会社経営者としての経験と知見に基づき、発言を行っております。
	辻　　優	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席しており、外交官としての豊富な経験と知見に基づき、発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称　　EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ.公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	86
ロ.公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務以外に係る報酬等の額	2
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当連結会計年度における上記報酬の額に、追加報酬の額が8百万円含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、収益認識基準導入に係る助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分の方針として、業績に対応して安定的に配当することを基本としつつ、長期的な事業展開に必要な内部留保の充実にも努めます。内部留保金は、営業拠点拡充・生産設備・研究開発への投資等に充当いたします。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社グループの業績への新型コロナウイルスの影響は甚大であり、当期の業績および財務基盤の安定や財務体質の強化などの今後の事業展開を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら今期の期末配当につきましては、無配とさせていただきます。

事業環境の変化に対応した経営基盤の再構築を進め、業務改革及び構造改革を推進するとともに、経営資源の最適配分に向けて、事業ポートフォリオマネジメントを実現するための体制を整備し、事業ポートフォリオの見直し・最適化を大胆に進めてまいります。

株主の皆様には深くお詫び申しあげますとともに、早期の業績回復に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの取締役・執行役員及び従業員に法令・定款の遵守を徹底し、企業倫理に則った行動をとるべく「行動規範」を定め、朝礼・会議等の研修により周知徹底と意識の高揚を図る。

② 内部通報制度を整備し、当社グループの取締役・執行役員及び従業員が法令・定款違反行為を発見した場合、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及び是正を図るため、内部統制部と弁護士事務所それぞれの専用窓口に通報され、公益通報者保護法に基づき適切に対応する体制を確保する。

③ 当社のコンプライアンス担当の取締役が所管する法務コンプライアンス室において、コンプライアンスに係る教育・研修、内部通報制度の運用状況の検証その他コンプライアンスについての取り組みを推進し、取締役会に定期的に報告する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程、個人情報管理規程及びそれに関する管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

② 株主総会、取締役会、経営会議などの重要議事録は、文書又は電磁的媒体に記録し適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務遂行上の各種リスクへの対応は、担当各部が中心となり日々注意を払い、危険な兆候を察知したときは速やかに、リスクマネジメント委員会委員長（代表取締役兼務）に報告し対処する。

② 全社的な法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険に関しては、内部監査室の監査情報、法務コンプライアンス室、リスクマネジメント委員会における情報収集を基に、重大事項は経営陣及び担当部署に報告し対処する。

③ 代表取締役が委員長を務めるリスクマネジメント委員会において、リスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証その他リスク管理全般に関する事項について審議し、取締役会に定期的に報告する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 毎月１回の取締役会の開催のほか、経営会議を月２回開催し、経営陣の意思疎通を円滑に図るとともに、迅速かつ的確な判断を下す。

② 職務の執行に関しては「職務分掌規程」と「稟議規程」により意思決定の対象範囲と決定権者を定め、手続きの適正を確保する。

③ 内部監査室は公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための体制

① 当社は、「白洋舎グループ会社管理規程」に従い、子会社の経営上の重要事項について、管理区分、内容、金額に応じて、事前協議又は報告を求める。

② 当社と子会社は、「白洋舎グループ会社管理規程」に従いグループ会社会議を開催し、重要な事項について方針を決定し、子会社の業務運営が効率的に行われる体制を確保する。

③ 当社と子会社とのグループ内でのリスク情報の共有とコンプライアンス遵守の目的から、グループ内部統制委員会を開催する。

④ グループ内部統制委員会は、子会社に損失の危険が発生しこれを把握した場合、直ちに危険の内容、損失の程度及び当社への影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。

⑤ 当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引又は会計処理を防止するため、グループ内部統制委員会は、当社の内部監査室及び子会社のこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

⑥ 当社は、「内部監査規程」に従い、内部監査室が公正かつ独立の立場で子会社の監査を行い、業務の有効性を検証するとともに、子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室員に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を、適切に選任するものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 前号の使用人を置く場合は、当該使用人の業務は監査に係る業務に限定し、他の業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

② 当該使用人の任命、人事考課、異動、懲戒については、監査役会の意見を尊重し、指示命令権は監査役に帰属するものとする。

(8) 取締役・執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役・執行役員及び従業員は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

② 子会社の取締役、監査役、従業員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。また、子会社の取締役及び従業員は、「白洋舎グループ会社管理規程」に従い資料提出及び報告を行い、当社の子会社管理部署を通じて、間接的に監査役へ報告するものとする。

③ 監査役への報告事項として、主なものは次の通りとする。

イ．当社の内部統制システム整備に係る部門の活動状況

ロ．当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

ハ．当社の業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

ニ．内部通報制度の運用状況及びその内容

ホ．当社の内部監査室の活動状況

ヘ．違法行為・内部不正・苦情・トラブルなど

④ 当社の内部監査室は、監査役と定期的な会合を持ち、内部監査計画、内部監査結果等につき情報交換を行い、連携を確保する。

(9) 前号の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に準じて、報告をした者の保護及び機密の保持を図り、報告者に対して解雇その他、法律上、事実上のいかなる不利益な取扱いも禁止し、報告者の職場環境が悪化することのないように十分な配慮を行うものとする。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 通常の監査費用については、監査役の監査計画に基づき、年度経費計画を立案する。

② 緊急の監査費用、外部の専門家を利用した場合の費用が発生する場合については、監査役は担当部署へ事前に通知するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、各部門が協力し調整体制を保ち監査業務執行を妨げない。

② 取締役・執行役員及び従業員は、監査役からその監査業務執行に関する事項の報告・調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。
③ 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の業務執行方針の確認、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要事項などについて意見交換するものとする。
④ 監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換を行う機会を確保する。

(12) 当社の反社会的勢力排除に向けた方針及び反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた方針
白洋舎グループは、社会に脅威を与える反社会的勢力、団体との一切の関係を持たない。
② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築するとともに、行動規範等を通して従業員へ反社会的勢力関係排除の徹底を図る。
本社・各支店・事業所の責任者は管轄する警察署との情報連絡を密に行い、反社会的勢力の動向把握に努める。
必要に応じて、研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応準備を整える。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における状況
取締役会において、定期的に業務の適正を確保するために必要な「内部統制の基本方針に基づく定期報告」を行っております。

① コンプライアンスに対する取り組み
グループ会社に対して、全社的な内部統制・決算財務プロセスの内部統制評価と会社における「日常的なモニタリング」の重要性及び統制環境への理解を求めました。
また、従業員に対して、コンプライアンスの浸透を図るため、当社及び当社グループ各社の全従業員入社時に、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス・チェックノートを用いた教育訓練を行なっております。
② リスクマネジメントに対する取り組み
定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクに対して、早期発見と改善措置を含めたリスク低減に努めました。一方、各支店・事業所にリスク・コンプライアンス委員会を設け、自らがリスクを洗出し、その対応策を策定し、評価を行うことにしました。
また、品質管理に関する体制強化を図るため、本社に品質管理室と品質監査室を設けています。
③ 内部監査体制に対する取り組み
内部監査規程に基づき、リスクの予防と発見そして改善を目的に、各所属が法令及び社内ルールを遵守の上、業務遂行しているかを監査確認しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
資産の部	
流動資産	**9,306**
現金及び預金	1,044
受取手形及び売掛金	3,539
たな卸資産	4,094
その他	651
貸倒引当金	△23
固定資産	**22,105**
有形固定資産	**15,329**
建物及び構築物	5,828
機械装置及び運搬具	2,045
工具、器具及び備品	120
土地	6,215
リース資産	1,119
無形固定資産	**587**
投資その他の資産	**6,187**
投資有価証券	1,995
差入保証金	1,250
繰延税金資産	2,136
退職給付に係る資産	757
その他	169
貸倒引当金	△122
資産合計	**31,411**

負債及び純資産の部	
科目	金額
負債の部	
流動負債	**11,204**
支払手形及び買掛金	2,356
短期借入金	2,894
1年内返済予定の長期借入金	2,985
リース債務	455
未払法人税等	488
賞与引当金	92
株主優待引当金	17
預り金	259
その他	1,654
固定負債	**15,830**
長期借入金	7,876
リース債務	1,273
役員退職慰労引当金	36
役員株式給付引当金	117
環境対策引当金	587
退職給付に係る負債	4,208
繰延税金負債	124
資産除去債務	459
その他	1,145
負債合計	**27,035**
純資産の部	
株主資本	**3,727**
資本金	2,410
資本剰余金	1,574
利益剰余金	107
自己株式	△364
その他の包括利益累計額	**497**
その他有価証券評価差額金	356
為替換算調整勘定	△46
退職給付に係る調整累計額	186
非支配株主持分	**151**
純資産合計	**4,376**
負債・純資産合計	**31,411**

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**35,131**
売上原価		**32,958**
売上総利益		**2,173**
販売費及び一般管理費		**5,080**
運搬費	447	
役員報酬	318	
給料手当及び賞与	1,813	
退職給付費用	54	
役員退職慰労引当金繰入額	7	
役員株式給付引当金繰入額	11	
賞与引当金繰入額	19	
株主優待引当金繰入額	21	
減価償却費	292	
その他	2,094	
営業損失(△)		**△2,907**
営業外収益		**1,031**
受取利息	0	
受取配当金	40	
保険配当金	42	
受取補償金	64	
雇用調整助成金	452	
債務免除益	157	
為替差益	41	
その他	231	
営業外費用		**303**
支払利息	211	
シンジケートローン手数料	25	
持分法による投資損失	14	
リース解約損	3	
その他	47	
経常損失(△)		**△2,179**
特別利益		**2,052**
固定資産売却益	1,623	
投資有価証券売却益	209	
事業譲渡益	220	
特別損失		**801**
固定資産処分損	42	
減損損失	181	
投資有価証券評価損	4	
関係会社株式売却損	46	
環境対策引当金繰入額	526	
税金等調整前当期純損失(△)		**△927**
法人税、住民税及び事業税	486	
法人税等調整額	△52	434
当期純損失（△）		**△1,362**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△112
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△1,249**

連結株主資本等変動計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,410	1,518	1,352	△345	4,934
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,249		△1,249
連結除外に伴う利益剰余金の増加高			5		5
自己株式の取得				△38	△38
自己株式の処分				19	19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		56			56
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	56	△1,244	△18	△1,207
当期末残高	2,410	1,574	107	△364	3,727

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	494	△46	362	809	313	6,057
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△1,249
連結除外に伴う利益剰余金の増加高						5
自己株式の取得						△38
自己株式の処分						19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						56
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△137	0	△175	△312	△161	△474
当期変動額合計	△137	0	△175	△312	△161	△1,681
当期末残高	356	△46	186	497	151	4,376

連結注記表

1．記載金額は百万円未満切り捨てで表示してあります。

2．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　9社

・主要な連結子会社の名称　共同リネンサプライ㈱
白洋舎栄リネンサプライ㈱
当連結会計年度において、当社は、2021年１月１日を効力発生日として、当社の完全子会社であり連結子会社である信和実業株式会社を吸収合併いたしました。
当連結会計年度において、当社は、2021年７月１日を効力発生日として、ダストコントロール事業を株式会社レンテックスに承継させる新設分割を行い、同社を当社の完全子会社といたしましたのち、2021年10月１日を効力発生日として、株式会社レンテックスの発行済株式60株のうち54株を株式会社トーカイに譲渡を行い、同日より同社を連結の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・主要な関連会社の名称　東京ホールセール㈱
恒隆白洋舎有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

・主要な関連会社の名称　日本スエードライフ㈱

・持分法を適用しない理由　持分法非適用会社は、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度に関する事項

① 連結子会社の決算日は、９月30日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券
その他有価証券
時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、総平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）
時価のないもの　総平均法による原価法

・たな卸資産
商品、貯蔵品　主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
使用中リネン　レンタル営業に使用中の布帛類の評価額で消耗計算は次のように行うこととしております。

（当社及び国内連結子会社）
イ．ホテルリネンについては３年定率
ロ．ユニフォームレンタル及びケミサプライについては一定耐用期間にわたり定額又は３年定率
（在外連結子会社）
購入時に費用処理

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

（当社及び国内連結子会社）

建物	主として定額法
その他の有形固定資産	主として定率法（ただし、2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	３年～13年
工具、器具及び備品	２年～20年

（在外連結子会社）

建物	定額法
その他の有形固定資産	定率法

なお、耐用年数は５年から39年であります。

・無形固定資産（リース資産を除く）

（当社及び国内連結子会社）
定額法によっております。なお、当社及び国内連結子会社における自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

（当社及び国内連結子会社）
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
（在外連結子会社）
当該国の会計原則に基づきファイナンス・リース契約によるリース資産を有形固定資産に計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

（当社及び国内連結子会社）
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
イ．一般債権については貸倒実績率法によっております。
ロ．貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（在外連結子会社）
債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

・賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

・株主優待引当金

将来の株主優待制度の利用に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当連結会計年度末における株主優待制度利用見込額を計上しております。

・役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員に支給する退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における役員退職慰労金に関する社内規程に基づく支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

・環境対策引当金　　将来の環境対策に要する支出（土壌改良工事等の環境関連費用）のうち、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法　　特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
・ヘッジ方針　　借入金の金利変動を回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
・ヘッジの有効性評価の方法　　金利スワップの特例処理の要件を満たしているので、有効性の評価を省略しております。
・その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
稟議規程に基づき決裁され、取締役会において承認を受けております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間　　のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却しております。
なお、金額が僅少なのれんは、当該勘定が生じた期の費用としております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・退職給付に係る負債の計上基準　　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を定額法により翌連結会計年度より費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
・消費税等の会計処理　　当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

3．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年３月31日)を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4．会計上の見積りに関する注記

(1)レンタル事業リネンサプライ部門の有形固定資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

レンタル事業リネンサプライ部門に係る資産グループの有形固定資産

有形固定資産　4,669百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。レンタル事業リネンサプライ部門に係る資産グループの有形固定資産4,669百万円について、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、遊休資産を除き当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間については過去の趨勢を踏まえた一定の成長率に基づき算定しております。また、当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響も考慮し見直しを行っております。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、将来の事業計画の基礎となる主要得意先であるホテルの平均稼働率であります。また、2022年12月頃までに新型コロナウイルス感染症が収束し、ホテルの稼働率が徐々に回復するものと仮定しております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の収束時期が遅れ、ホテルの稼働率の低下並びに臨時休業などが継続した場合、翌連結会計年度以降減損損失が発生し、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　2,136百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の欠損金に対して、将来の利益計画等に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

・主要な仮定

将来の利益計画の主要な仮定は、翌連結会計年度以降回復を見込んでいるクリーニング事業におけるチャネル別売上構成比率及び工場経費率の改善、レンタル事業リネンサプライ部門におけるホテルの稼働率の回復であります。また、レンタル事業ユニフォームレンタル部門においては当連結会計年度同様安定的な利益推移を仮定しています。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、2022年12月頃までに新型コロナウイルス感染症が収束するものと仮定のうえ、課税所得の見積りを行っております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りは、当連結会計年度末現在で入手可能な情報や資料に基づき合理的に算出しておりますが、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

5．会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額89百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は89百万円減少しており、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ89百万円増加しております。

6．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

現金及び預金	101百万円
受取手形及び売掛金	108
たな卸資産	114
その他(流動資産)	59
建物及び構築物	3,028
機械装置及び運搬具	467
工具、器具及び備品	5
土地	3,210
投資有価証券	8
差入保証金	14
計	7,118

上記の物件は、短期借入金2,570百万円、１年内返済予定の長期借入金2,821百万円、長期借入金7,178百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　26,664百万円

(3) 財務制限条項

借入金のうち、4,000百万円には、純資産の部及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,900,000	—	—	3,900,000
合　計	3,900,000	—	—	3,900,000
自己株式				
普通株式（注）	109,270	20,391	7,080	122,581
合　計	109,270	20,391	7,080	122,581

（注）1.普通株式の自己株式の株式数の増加のうち、131株は単元未満株式の買取による増加、260株は関連会社の自己株式(白洋舎株式）の取得による当社帰属分の増加、20,000株は株式給付信託(BBT)の取得による増加であります。
2.普通株式の自己株式の株式数の減少7,080株は株式給付信託(BBT)の給付による減少であります。
3.当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式61,090株が含まれております。

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により資金を調達しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であります。上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
借入金等の使途は、運転資金及び設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。重要性の乏しいものは省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 現金及び預金	1,044	1,044	―
② 受取手形及び売掛金	3,539	3,539	―
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,354	1,354	―
④ 差入保証金	1,250		
貸倒引当金※	△71		
	1,179	1,194	15
資産計	7,117	7,132	15
⑤ 支払手形及び買掛金	2,356	2,356	―
⑥ 短期借入金	2,894	2,894	―
⑦ 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）	10,862	10,847	14
⑧ リース債務（１年以内に返済予定のものを含む。）	1,728	1,727	1
負債計	17,841	17,825	15
⑨デリバティブ取引	―	―	―

※　差入保証金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ リース債務（1年以内に返済予定のものを含む。）
リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
⑨ デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	144

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

9．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸のオフィスビル等を所有しております。
なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（百万円）
	当連結会計年度期首残高（百万円）	当連結会計年度増減額（百万円）	当連結会計年度末残高（百万円）	
賃貸等不動産	330	304	635	1,712
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,268	△53	2,214	5,575

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士が算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

10．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,118円49銭
(2) 1株当たり当期純損失 △329円59銭

１１．減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
共同リネンサプライ㈱茨城工場 茨城県北茨城市	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、土地	181

当社グループは、事業用資産については、支店及び事業所を最小単位としてグルーピングを行っております。
当連結会計年度において、需要低下による生産調整のため、現在、操業を休止しております共同リネンサプライ㈱茨城工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(181百万円)として、特別損失に計上いたしました。
その内訳は、建物及び構築物11百万円、機械装置及び運搬具113百万円、工具、器具及び備品1百万円、リース資産11百万円、土地43百万円であります。
なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により、評価しております。

１２．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、営業所、倉庫等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より10年から47年と見積り、割引率は0.000％から1.300％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	423百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5
資産除去債務の履行に伴う減少額	△53
時の経過による調整額	0
連結子会社売却による減少額	△6
見積りの変更による増加額	89
期末残高	459

１３．その他の注記

取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)

当社は、2015年３月27日開催の第122回定時株主総会決議に基づき、2015年５月18日より、役員報酬として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。
2017年１月２５日開催の取締役会に基づき、当社執行役員を「株式給付信託(BBT)」の対象として追加しております。

(1)取引の概要

株式給付信託(BBT)とは、信託が当社の拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、当社取締役会が定める役員株式給付規定に従って、信託が当社の取締役及び執行役員に対して当社株式を給付するという、株式報酬制度であります。
なお、給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度134百万円、48,170株、当連結会計年度152百万円、61,090株であります。

計算書類

貸借対照表（2021年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
資産の部	
流動資産	**7,292**
現金及び預金	570
受取手形	6
売掛金	2,789
商品	42
使用中リネン	2,387
リース資産	278
貯蔵品	153
前払費用	55
関係会社短期貸付金	516
預け金	289
その他	207
貸倒引当金	△5
固定資産	**19,575**
有形固定資産	**12,703**
建物	4,451
借入店舗造作	260
構築物	197
機械及び装置	1,148
車両運搬具	33
工具、器具及び備品	84
土地	5,736
リース資産	791
無形固定資産	**550**
電話加入権	43
ソフトウエア	456
その他	50
投資その他の資産	**6,321**
投資有価証券	1,377
関係会社株式	1,679
関係会社長期貸付金	791
長期前払費用	31
前払年金費用	497
繰延税金資産	1,348
差入保証金	1,134
その他	103
貸倒引当金	△642
資産合計	**26,867**

負債及び純資産の部	
科目	金額
負債の部	
流動負債	**9,079**
買掛金	1,719
短期借入金	1,700
1年内返済予定の長期借入金	2,584
リース債務	387
未払金	79
未払費用	652
未払法人税等	477
未払事業所税	45
未払消費税等	291
預り金	828
賞与引当金	30
株主優待引当金	17
その他	265
固定負債	**12,578**
長期借入金	6,031
リース債務	922
退職給付引当金	3,751
役員株式給付引当金	117
環境対策引当金	526
資産除去債務	434
受入保証金	654
その他	139
負債合計	**21,658**
純資産の部	
株主資本	**4,870**
資本金	**2,410**
資本剰余金	**1,446**
資本準備金	1,436
その他資本剰余金	9
利益剰余金	**1,175**
利益準備金	602
その他利益剰余金	573
繰越利益剰余金	573
自己株式	**△160**
評価・換算差額等	**338**
その他有価証券評価差額金	338
純資産合計	**5,209**
負債・純資産合計	**26,867**

損益計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**27,856**
売上原価		**27,467**
売上総利益		**388**
販売費及び一般管理費		**2,010**
営業損失(△)		**△1,622**
営業外収益		**577**
受取利息及び配当金	127	
受取保険金	10	
受取補償金	55	
保険配当金	29	
雇用調整助成金	211	
その他	142	
営業外費用		**489**
支払利息	163	
貸倒引当金繰入額	288	
シンジケートローン手数料	25	
リース解約損	2	
その他	9	
経常損失(△)		**△1,534**
特別利益		**2,451**
固定資産売却益	1,623	
投資有価証券売却益	209	
事業譲渡益	220	
抱合せ株式消滅差益	399	
特別損失		**767**
固定資産処分損	39	
関係会社株式売却損	91	
関係会社株式評価損	28	
環境対策引当金繰入額	526	
固定資産売却益修正損	77	
関係会社株式売却益修正損	3	
税引前当期純利益		**149**
法人税、住民税及び事業税	444	
法人税等調整額	△163	280
当期純損失(△)		**△131**

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,410	1,436	9	1,446	602	704	1,306	△142	5,020
当期変動額									
当期純損失(△)						△131	△131		△131
自己株式の取得								△38	△38
自己株式の処分								19	19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△131	△131	△18	△149
当期末残高	2,410	1,436	9	1,446	602	573	1,175	△160	4,870

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	497	497	5,517
当期変動額			
当期純損失(△)			△131
自己株式の取得			△38
自己株式の処分			19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△159	△159	△159
当期変動額合計	△159	△159	△308
当期末残高	338	338	5,209

個別注記表

1．記載金額は百万円未満切り捨てで表示してあります。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式	総平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、総平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）
・時価のないもの	総平均法による原価法
③ たな卸資産	
・商品、貯蔵品	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・使用中リネン	レンタル営業に使用中の布帛類の評価額で、消耗計算は次のように行うこととしております。 イ．ホテルリネンについては３年定率 ロ．ユニフォームレンタル及びケミサプライについては一定耐用期間にわたり定額又は３年定率

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	建物	定額法
	その他の有形固定資産	定率法（ただし、2016年４月以降に取得した借入店舗造作及び構築物は定額法）
	なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	
	建物	３年～50年
	借入店舗造作	３年～15年
	機械及び装置	13年
	工具、器具及び備品	２年～20年
② 無形固定資産（リース資産を除く）		
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	
・その他	定額法によっております。	
③ リース資産		
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 イ．一般債権については貸倒実績率法によっております。 ロ．貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③ 株主優待引当金	将来の株主優待制度の利用に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末における株主優待制度利用見込額を計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理することとしております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を定額法により翌期より費用処理することとしております。
⑤ 役員株式給付引当金	「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
⑥ 環境対策引当金	将来の環境対策に要する支出（土壌改良工事等の環境関連費用）のうち、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動を回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているので、有効性の評価を省略しております。
⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの	稟議規程に基づき決裁され、取締役会において承認を受けております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
② 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

3．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年３月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4．会計上の見積りに関する注記

(1)レンタル事業リネンサプライ部門の有形固定資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

レンタル事業リネンサプライ部門に係る資産グループの有形固定資産

有形固定資産　2,656百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。レンタル事業リネンサプライ部門に係る資産グループの有形固定資産2,656百万円について、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間については過去の趨勢を踏まえた一定の成長率に基づき算定しております。また、当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響も考慮し見直しを行っております。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、将来の事業計画の基礎となる主要得意先であるホテルの平均稼働率であります。また、2022年12月頃までに新型コロナウイルス感染症が収束し、ホテルの稼働率が徐々に回復するものと仮定しております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の収束時期が遅れ、ホテルの稼働率の低下並びに臨時休業などが継続した場合、翌事業年度以降減損損失が発生し、計算書類に影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　1,348百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の利益計画等に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

・主要な仮定

将来の利益計画の主要な仮定は、翌事業年度以降回復を見込んでいるクリーニング事業におけるチャネル別売上構成比率及び工場経費率の改善、レンタル事業リネンサプライ部門におけるホテルの稼働率の回復であります。また、レンタル事業ユニフォームレンタル部門においては当事業年度同様安定的な利益推移を仮定しています。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、2022年12月頃までに新型コロナウイルス感染症が収束するものと仮定のうえ、課税所得の見積りを行っております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りは、当事業年度末現在で入手可能な情報や資料に基づき合理的に算出しておりますが、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

5．会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額89百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この結果、当事業年度の売上総利益は89百万円減少し、営業損失及び経常損失は、それぞれ89百万円増加し、税引前当期純利益は89百万円減少しております。

6．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	2,427百万円
土地	2,797
投資有価証券	8
計	5,232

上記の物件は、短期借入金1,700百万円、１年内返済予定の長期借入金2,584百万円及び長期借入金6,031百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　19,411百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	50百万円
② 短期金銭債務	755百万円
③ 長期金銭債権	3百万円

(4)取締役及び監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	139百万円

(5) 財務制限条項

借入金のうち、4,000百万円には、純資産の部及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

7．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	251百万円
② 仕入高	1,718百万円
③ 営業取引以外の取引高	90百万円

8．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	51,091	20,131	7,080	64,142

（注）1.普通株式の自己株式の株式数の増加131株は単元未満株式の買取による増加であり、20,000株は株式給付信託(BBT)の取得による増加であります。
2.普通株式の自己株式の株式数の減少7,080株は株式給付信託(BBT)の給付による減少であります。
3.当事業年度末の普通株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式61,090株が含まれております。

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	9百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,465
株主優待引当金	5
退職給付引当金	1,465
長期未払金	42
役員株式給付引当金	36
貸倒引当金	198
環境対策引当金	161
未払事業税	34
未払事業所税	13
減損損失	289
資産除去債務	133
投資有価証券評価損	3
関係会社株式評価損	61
退職給付信託設定額	173
その他	80
小計	2,707
評価性引当額	△946
繰延税金資産合計	1,760
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△148
退職給付信託設定益	△95
前払年金費用	△152
その他	△15
繰延税金負債合計	△412
繰延税金資産の純額	1,348

１０．関連当事者との取引に関する注記

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱廣瀬商会 (注)3	100	繊維製品卸売業	被所有 直接 2.73	リネン品仕入 役員の兼任	リネンサプライ用綿製品等購入 (注)1	179	買掛金 (注)2	42

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．一般取引先と同様であります。

2．上記取引金額には、消費税等を含まず、残高には消費税等を含みます。

3．当社取締役廣瀬慶太郎氏及びその近親者が議決権の68.11%を直接保有しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Hakuyosha International, Inc.	US $ 238,730	クリーニング業	所有 直接 58.12 間接 22.01	役員の兼任	資金の貸付(注)3	42	関係会社短期貸付金	46
						貸付資金の回収	33	関係会社長期貸付金(注)4	406
子会社	東日本ホールセール㈱	90	クリーニング業	所有 直接 58.68 間接 29.06	クリーニング外注 役員の兼任	資金の預り(注)2	262	預り金	40
						資金の返還	299		
子会社	北海道リネンサプライ㈱	75	レンタル業	所有 直接 88.89	役員の兼任	資金の貸付(注)3	295	関係会社短期貸付金	428
						貸付資金の回収	182	関係会社長期貸付金(注)4	255
子会社	共同リネンサプライ㈱	446	レンタル業	所有 直接 85.84	リネンサプライ受注 役員の兼任	資金の預り(注)2	883	預り金	79
						資金の返還	912		
子会社	㈱双立	20	クリーニング用資材、機械及びユニフォーム販売	所有 直接 100.00	資材、機械及びユニフォーム購入 役員の兼任	資金の預り(注)2	1,787	預り金	332
						資金の返還	1,818		
子会社	札幌白洋舎㈱	95	クリーニング業	所有 直接 100.00	役員の兼任	資金の預り(注)2	374	預り金	123
						資金の返還	362		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。
2. 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 子会社への関係会社貸付金に対し、当事業年度において合計269百万円の貸倒引当金繰入額を計上したことにより、合計535百万円の貸倒引当金が計上されております。

１１．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,358円05銭

(2) １株当たり当期純損失　△38円94銭

１２．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、営業所、倉庫等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務及び石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より10年から47年と見積り、割引率は0.000％から1.300％を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	363百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5
連結子会社合併による増加額	28
資産除去債務の履行に伴う減少額	△46
時の経過による調整額	0
連結子会社売却による減少額	△6
見積りの変更による増加額	89
期末残高	434

１３．その他の注記

取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)

連結注記表、13.その他の注記(追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月24日

株式会社白洋舎

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**小野木　幹　久**

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**江　村　羊奈子**

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社白洋舎の２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社白洋舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月24日

株式会社白洋舎
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**小野木　幹　久**
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**江　村　羊奈子**

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社白洋舎の２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第１２９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「ＥＹ新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人「ＥＹ新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月24日

株式会社白洋舎　監査役会

常勤監査役　**高　橋　　貢**㊞
常勤監査役　**斎　藤　　隆夫**㊞
社外監査役　**日　下　宗　仁**㊞
社外監査役　**山　上　純　一**㊞
社外監査役　**辻　　優**㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることになりますので、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役会の運営に柔軟性を確保するため、取締役会の招集権者および議長について、取締役会長または取締役社長に限定せず、取締役会であらかじめ定めた取締役とする旨、変更を行うものであります。

(3) 条文の新設に伴う条数の変更および効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　（下線は、変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第1条～第13条　（条文省略）	第1条～第13条　（現行どおり）
（新設）	（株主総会資料の電子提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第14条～第19条 （条文省略）	第15条～第20条 （条数繰り下げ、条文は現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者および議長） 第20条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2．取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2．前項において定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第21条～第44条 （条文省略）	第22条～第45条 （条数繰り下げ、条文は現行どおり）
（新設）	附　則 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第１条　変更後定款第14条は、2022年9月１日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2022年9月１日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。 3．本条の規定は、2022年9月1日から6月を経過した日にこれを削除する。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役五十嵐素一、松本彰、小林正明、井口弥光、荻野仁、廣瀬慶太郎、土井全一、井口泰広、高橋千恵子の９名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。なお、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況（2021年度）
1	五十嵐素一（いがらしもといち）	再任	代表取締役会長	11/12回 91%
2	松本　彰（まつもと　あきら）	再任	代表取締役社長執行役員	12/12回 100%
3	小林　正明（こばやし　まさあき）	再任	代表取締役専務執行役員本社管理部門統括	12/12回 100%
4	井口　弥光（いぐち　やこう）	再任	取締役常務執行役員事業統括本部長	12/12回 100%
5	荻野　仁（おぎの　ひとし）	再任	取締役執行役員工場部長兼洗濯科学研究所長	12/12回 100%
6	土井　全一（どい　ぜんいち）	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%
7	井口　泰広（いぐち　やすひろ）	再任 社外 独立	社外取締役	11/12回 91%
8	高橋千恵子（たかはしちえこ）	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 100%

再任 再任取締役候補者　**社外** 社外取締役候補者　**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	五十嵐（いがらし）　素一（もといち） （1958年７月14日生）	1982年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）へ入行 1987年４月　当社へ入社 1989年３月　取締役 1990年３月　専務取締役 1999年３月　代表取締役専務取締役 2002年３月　代表取締役社長 2017年３月　代表取締役社長執行役員 2018年３月　代表取締役会長(現任)	59,157株

【取締役候補者とした選任理由】
五十嵐素一氏は、2002年より代表取締役社長を務め、社業を牽引してきた実績と、経営における豊富な経験を有しております。2018年からは代表取締役会長として、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	松本（まつもと）　彰（あきら） （1958年３月20日生）	1981年４月　第一生命保険㈳（現第一生命ホールディングス㈱）へ入社 2005年４月　同社栃木支社長 2009年２月　当社人事部長 2010年４月　執行役員人事部長 2011年１月　執行役員クリーニング事業本部担当 2011年３月　取締役クリーニング事業本部長 2012年３月　常務取締役クリーニング事業本部長 2014年３月　代表取締役常務取締役クリーニング事業本部長 2017年３月　代表取締役常務執行役員クリーニング事業本部長 2018年３月　代表取締役社長執行役員クリーニング事業本部長 2018年７月　代表取締役社長執行役員(現任)	3,400株

【取締役候補者とした選任理由】
松本彰氏は、前職における人材育成とマーケティングについての豊富な経験と知見を活かし、取締役として当社中核事業であるクリーニング事業を担い、業績向上を果たしました。2018年３月からは代表取締役社長として重要な経営判断や意思決定を適切に行ない、数々の改革に強力なリーダーシップを発揮しており、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	こばやし　まさあき 小林　正明 （1960年11月21日生）	1983年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）へ入行 2008年４月　同行仙台支店長 2010年２月　同行新橋支店長 2012年２月　当社経営企画部長 2013年３月　取締役本社管理部門統括兼経営企画部長 2014年３月　常務取締役本社管理部門統括兼経営企画部長 2016年４月　常務取締役本社管理部門統括兼工場部・洗濯科学研究所担当 2017年４月　取締役常務執行役員本社管理部門統括兼工場部・洗濯科学研究所担当 2018年３月　取締役専務執行役員本社管理部門統括 2020年３月　代表取締役専務執行役員本社管理部門統括（現任）	1,400株
【取締役候補者とした選任理由】 小林正明氏は、長年の金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役就任後は管理業務統括として、当社グループのガバナンスや財務基盤の強化に努めるなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	いぐち　やこう 井口　弥光 （1957年６月13日生）	1981年４月　当社へ入社 1998年４月　リネンサプライ相模事業所長 2004年12月　レンタル事業本部部長 2008年４月　執行役員レンタル事業本部副担当兼ユニフォームレンタル事業部長 2011年３月　取締役レンタル事業本部副担当兼ユニフォームレンタル事業部長 2012年９月　取締役レンタル事業本部長兼クリーンサービス事業本部長兼ユニフォームレンタル事業部長 2013年３月　常務取締役レンタル事業本部長兼クリーンサービス事業本部長兼ユニフォームレンタル事業部長 2015年１月　常務取締役レンタル事業本部長兼クリーンサービス事業本部長兼ユニフォームレンタル事業部長兼ハウスケア事業部長 2017年３月　取締役常務執行役員レンタル事業本部長兼クリーンサービス事業本部長兼ユニフォームレンタル事業部長兼リネンサプライ事業部長兼ハウスケア事業部長 2019年９月　取締役常務執行役員レンタル事業本部長兼クリーンサービス事業本部担当兼リネンサプライ事業部長 2020年１月　取締役常務執行役員事業統括本部長兼リネンサプライ事業部長 2020年10月　取締役常務執行役員事業統括本部長(現任)	1,400株
【取締役候補者とした選任理由】 井口弥光氏は、長年にわたり当社のレンタル事業のマネジメントにおいて豊富な経験と幅広い知見を有しており、2020年からは事業統括本部長として、事業戦略の着実な遂行及び事業構造改革を推進するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	荻野（おぎの）　仁（ひとし） （1966年７月６日生）	1985年４月　当社へ入社 2003年１月　東京北支店工場長 2005年７月　東京支店工場長 2013年１月　千葉支店長 2016年１月　工場部長 2016年11月　工場部長兼洗濯科学研究所長 2017年４月　執行役員工場部長兼洗濯科学研究所長 2018年３月　取締役執行役員工場部長兼洗濯科学研究所長（現任）	500株
	【取締役候補者とした選任理由】 荻野仁氏は、長年にわたる工場部門の実務を通して、豊富な経験と知識を有しております。現在も工場部長として効率化、品質の維持・向上及び環境負荷低減に取組むなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。今後もこれらの経験や実績を当社の経営に生かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	土井（どい）　全一（ぜんいち） （1953年９月15日生）	1976年３月　㈱松坂屋へ入社 2007年５月　㈱松坂屋ホールディングス執行役員営業改革推進室長 2009年１月　同社取締役兼執行役員営業統括室長 2010年３月　㈱大丸松坂屋百貨店取締役兼執行役員営業本部営業企画室長 2012年５月　同社取締役兼常務執行役員 2015年５月　J.フロント リテイリング㈱取締役常務執行役員 業務統括部長兼コンプライアンス・リスク管理担当 2017年３月　当社社外取締役（現任） 2017年５月　J.フロント リテイリング㈱取締役監査委員会委員長	なし
	【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 土井全一氏は、長年の企業経営において、コンプライアンス・組織機構改革及びリスクマネジメント等を含めた豊富な経験と幅広い知見を有し、取締役会において、独立した立場から適正な助言・提言をいただいております。今後も当社の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	井口（いぐち） 泰広（やすひろ） （1962年3月15日生）	1984年４月　朝日生命保険㈱へ入社 2011年４月　同社総務人事統括部門人事ユニット ゼネラルマネージャー 2012年４月　同社執行役員事務・システム統括部門契約事務専管部門長 2013年４月　同社執行役員事務・システム統括部門長 2014年４月　同社執行役員代理店事業本部長 2015年６月　黒田精工㈱社外監査役（現任） 2016年７月　朝日生命保険㈱取締役執行役員代理店事業本部長 2017年４月　同社取締役常務執行役員経営企画部主計部担当 2017年６月　㈱セーフティ社外監査役（現任） 2018年３月　当社社外取締役（現任） 2018年４月　朝日生命保険㈱取締役常務執行役員リスク管理統括部コンプライアンス統括部担当 2020年４月　同社取締役常務執行役員総務部 人事部 人事総務部担当 2021年４月　同社代表取締役常務執行役員総務部 人事部 人事総務部担当(現任) (重要な兼職の状況) 朝日生命保険㈱代表取締役常務執行役員 黒田精工㈱社外監査役 ㈱セーフティ社外監査役	なし
	【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 井口泰広氏は、長年の金融機関における人事・リスク管理等の豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会において、独立した立場から適正な助言・提言をいただいております。今後も当社の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	高橋（たかはし） 千恵子（ちえこ） （1959年４月25日生）	1980年４月　第一生命保険㈱（現第一生命ホールディングス㈱）へ入社 2011年４月　第一生命保険㈱団体保障事業部部長 2013年４月　同社総合法人第四部長 2014年４月　同社補佐役兼公法人部長 2015年４月　同社執行役員公法人部長 2016年10月　第一生命保険㈱執行役員公法人部長 2018年４月　同社常務執行役員公法人部長 2020年３月　当社社外取締役（現任） 2021年４月　第一生命保険㈱常務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 第一生命保険㈱常務執行役員	なし
	【社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要】 高橋千恵子氏は、金融機関の営業の第一線での豊富な経験と、業務効率化やワークライフバランス等に関する幅広い知見を有し、取締役会において独立した立場から、適正な助言・提言をいただいております。今後も当社の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1．取締役候補者井口泰広氏は、朝日生命保険㈱の代表取締役常務執行役員、黒田精工㈱の社外監査役、㈱セーフティの社外監査役を兼務しており、当社は朝日生命保険㈱との間に保険等の取引関係、㈱セーフティとの間に車両運行等の取引関係があります。黒田精工㈱との間には特別な関係はありません。
2．取締役候補者高橋千恵子氏は、第一生命保険㈱の常務執行役員を兼務しており、当社は同社との間に保険等の取引関係があります。
3．他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4．土井全一、井口泰広、高橋千恵子の３氏は、社外取締役候補者であります。
5．高橋千恵子氏の戸籍上の氏名は、蓮沼千恵子であります。
6．土井全一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
7．井口泰広氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
8．高橋千恵子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
9．土井全一、井口泰広、高橋千恵子の３氏と当社は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。
10．土井全一、井口泰広、高橋千恵子の３氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は3氏を引続き社外役員とする予定であります。
11．当社は会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であります。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞

当社は企業価値向上のため、当社経営において重要と考えられる「経営経験」、「営業・マーケティング」、「生産・品質管理」、「財務・会計」、「リスクマネジメント」、「サステナビリティ」、「人材開発」の分野について十分な知識と経験を有する者で取締役会を構成することとしております。
第２号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びそのスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏　名	経営経験	営業・マーケティング	生産・品質管理	財務・会計	リスクマネジメント	サステナビリティ	人材開発
五十嵐素一	○				○	○	
松本　彰	○	○					○
小林正明	○			○	○		
井口弥光	○	○	○				
荻野　仁	○		○			○	
土井全一	○	○			○		
井口泰弘	○				○		○
高橋千恵子	○	○				○	

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役斎藤隆夫、辻優の２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において候補者を決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	斎藤（さいとう）　隆夫（たかお） （1960年４月25日生）	1983年４月　当社へ入社 2013年１月　内部統制部長 2018年３月　常勤監査役（現任）	1,000株
	【監査役候補者とした選任理由】 斎藤隆夫氏は、当社において内部統制部長として法令順守の啓蒙・指導をする重要な役割を果たしてきており、豊富な知識と経験を有していることから、業務執行の監査が期待できるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	辻（つじ）　優（まさる） （1951年５月７日生）	1978年４月　外務省入省 2012年１月　駐クロアチア国特命全権大使 2013年10月　駐オランダ国特命全権大使 2016年４月　学習院大学法学部法学科特別客員教授 2018年３月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人　日本外交協会理事長	なし
	【社外監査役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要等】 辻優氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、外務省において要職を歴任し、外交によって培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を有しております。客観的かつ公正な立場から、業務執行の監督が期待できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．辻優氏は社外監査役候補者であります。
３．辻優氏は現在当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
４．辻優氏と当社は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は当該契約を継続する予定であります。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であります。各候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．辻優氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。

以上

メ　モ

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都大田区下丸子２丁目11番８号
当社本社ビル１階ホール
電話 03－5732－5111（代）

交　通　東急多摩川線　下丸子駅より徒歩約10分



※駅から会場周辺までの混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
※会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。